

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 8 日

関東信越厚生局
近畿厚生局 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬監証明の取扱いについて」の廃止について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用アルコール等の需要が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応として、企業が、自社の社員の新型コロナウイルス感染症の対策として、自社内で使用することを目的として医薬品、医療機器等（感染予防対策として一般人が自ら使用することが想定されるものに限る。）を輸入しようとする場合については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬監証明の取扱いについて」（令和2年3月4日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）において、その取扱いを周知したところですが、流行状況の変化等を踏まえ、当該事務連絡を廃止します。

ただし、令和5年5月8日から令和6年5月7日までの1年間は、企業が、自社の社員の新型コロナウイルス感染症の対策として、自社内で使用することを目的として医薬品、医療機器等（感染予防対策として一般人が自ら使用することが想定されるものに限る。）を輸入しようとする場合には、輸入確認証の発給対象として差し支えないこととします。